

一部事務組合等の取扱い(その3)について

一部事務組合等の取扱い(その3)について、次のとおり提出する。

平成16年7月8日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

一部事務組合等の取扱い(その3)について

- 1 大野郡東部消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野郡東部消防組合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。
- 3 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、臼杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。

平成16年8月12日確認 大野郡5町2村合併協議会